

家畜伝染病発生時における防疫対策に関する協定書

佐賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人佐賀県獣医師会（以下「乙」という。）は、佐賀県内において口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「家畜伝染病発生時」という。）に実施する緊急防疫対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、家畜伝染病発生時において、甲が実施する緊急防疫対策に係る業務（以下「緊急防疫業務」という。）に関し、甲が乙に対して協力を要請する際の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（緊急防疫業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する緊急防疫業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 発生農場における殺処分
- (2) 周辺農場の検査
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力の要請）

第3条 甲は、前条の緊急防疫業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条に規定する緊急防疫業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、この協定において定める事項を確実、円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を置き、別に定めるところにより相手方に報告するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相手方に報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

以上本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持するものとする。

平成28年7月27日

甲 佐賀県

佐賀県知事 山口 祥義



乙 公益社団法人佐賀県獣医師会

会長 御厨 猛男

